

旭川医科大学病院医長の職務に関する細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年7月30日病院長裁定)

旭川医科大学病院医長の職務に関する細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院医長の職務に関する細則（平成27年11月11日病院長裁定）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(外来医長の職務) 第2条 外来医長は、当該診療科長の命を受け、次に掲げる職務を行うものとする。 (1) 他診療科，中央診療施設等，薬剤部，看護部， <u>事務局</u> 等との連絡調整に関すること。	(外来医長の職務) 第2条 外来医長は、当該診療科長の命を受け、次に掲げる職務を行うものとする。 (1) 他診療科，中央診療施設等，薬剤部，看護部， <u>病院事務部</u> 等との連絡調整に関すること。
(略)	(略)
(病棟医長の職務) 第3条 病棟医長は、当該診療科長の命を受け、次に掲げる職務を行うものとする。 (1) 他診療科，中央診療施設等，薬剤部，看護部， <u>事務局</u> 等との連絡調整に関すること。	(病棟医長の職務) 第3条 病棟医長は、当該診療科長の命を受け、次に掲げる職務を行うものとする。 (1) 他診療科，中央診療施設等，薬剤部，看護部， <u>病院事務部</u> 等との連絡調整に関すること。
(略)	(略)
(経営担当医長の職務) 第4条 経営担当医長は、当該診療科長の命を受け、次に掲げる職務を行うものとする。 (1) 病院長， <u>副病院長（経営・企画）</u> ， <u>事務局</u> 等との連絡調整に関すること。	(経営担当医長の職務) 第4条 経営担当医長は、当該診療科長の命を受け、次に掲げる職務を行うものとする。 (1) 病院長， <u>経営改善病院長補佐</u> ， <u>病院事務部</u> 等との連絡調整に関すること。

(略)

附 則

この細則は、令和7年7月30日から施行し、令和7年7月1日から適用する。

【改正理由】

病院組織等の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

(略)